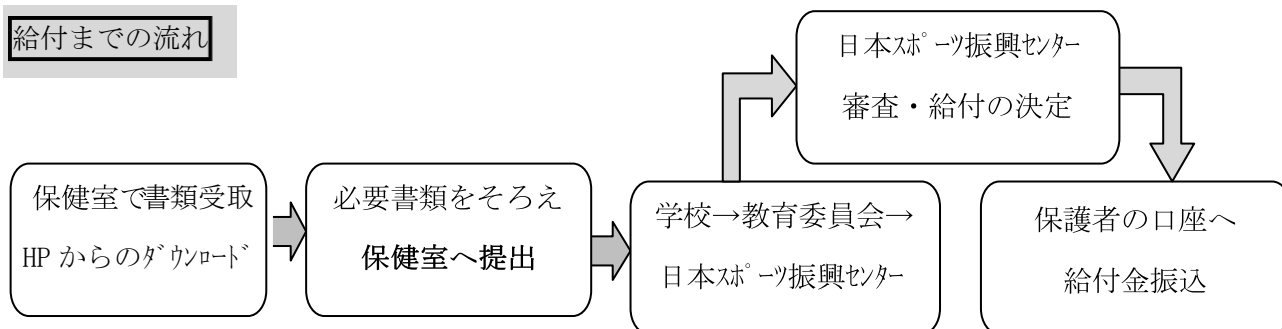


日本スポーツ振興センターの災害共済給付について

「災害共済給付制度」は、学校管理下で、生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金等の給付）を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

学校管理下とは、各教科、部活動、登下校中、休み時間、特別活動（修学旅行など）です。

給付までの流れ



申請に必要な書類

1 本人または保護者による記載が必要な書類

- ①申請用災害報告書：災害発生状況等、詳しく記入してください。
- ②高額療養状況の届：1ヶ月の医療費が7,000点（70,000円）以上かかった場合必要。
子ども医療助成制度を利用した場合は、②の提出は必要ありません。

2 医療機関に記入をお願いする書類

*③④⑤書類下部の「公費負担医療制度の利用状況（子ども医療助成など）」は、医療機関か保護者の記入が必要

- ③医療等の状況：治療を受けた医療機関等で証明してもらうための用紙。
「病院・歯科医院用」と「柔道整復師（整骨院）用」の2種類がある。
月毎に1枚。医療機関ごと（総合病院では科ごと）に1枚。
- ④調剤報酬明細書：医師の処方箋により、調剤薬局で薬を購入した時必要。
- ⑤治療用装具明細書：医師が治療上必要と認めた治療用装具を購入した時必要。
領収書の写しの添付、用紙の下半分は保護者が記載する事。

※医療機関によっては、記入に時間を要する場合があります。

注意点

- ・災害共済給付を受ける権利は、災害発生日から2年間行われなかった場合、時効によって消滅します。
- ・損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その価額の限度において給付を行いません。
- ・健康保険適応の治療で、治癒までに要した総医療費（10割）が500点（5,000円）以上のものについて給付されます（窓口での支払は3割負担で1,500円程度）。
- ・初診から最長10年間給付が行われます。

ご不明な点は香里丘高校までお問い合わせ下さい。